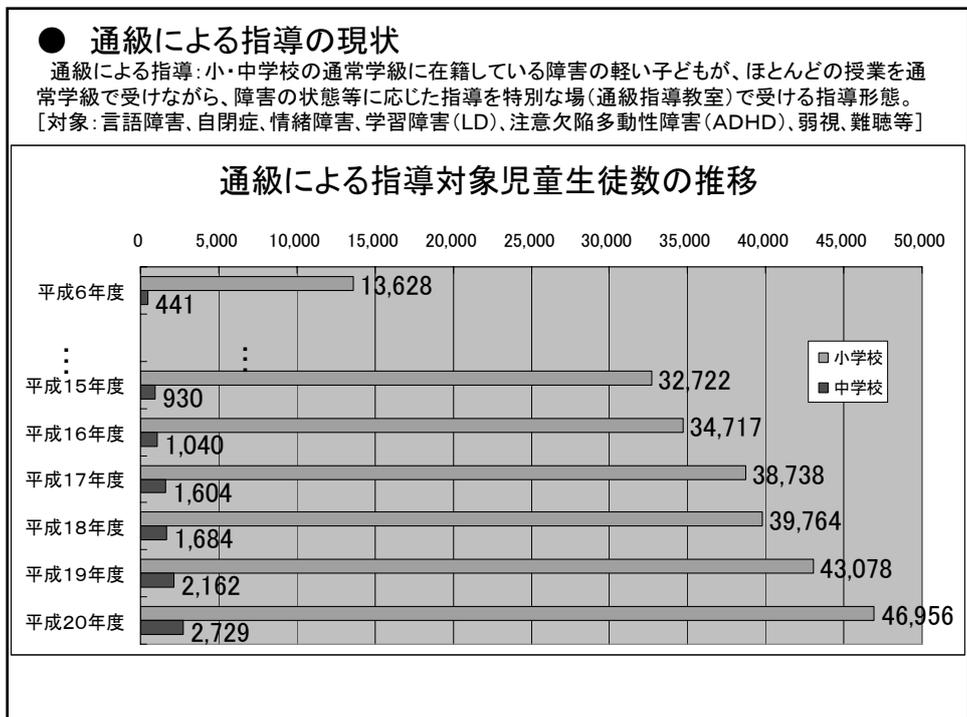
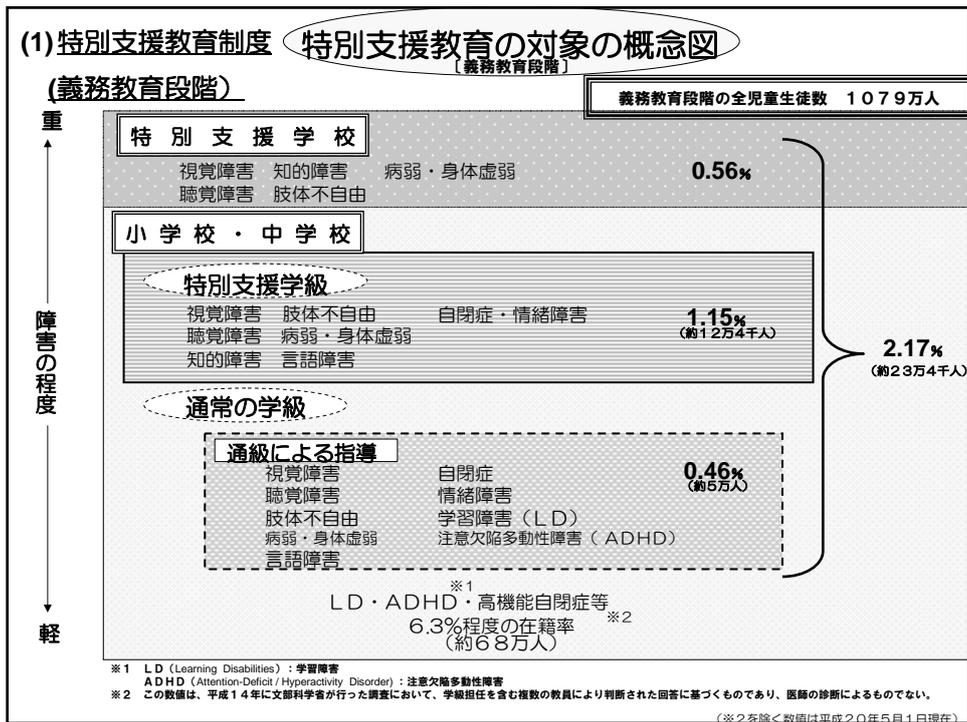


高等学校における 特別支援教育の課題とキャリア教育

文部科学省 初等中等教育局
特別支援教育課 特別支援教育調査官
樋口 一宗

1. 特別支援教育とは？

- 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの

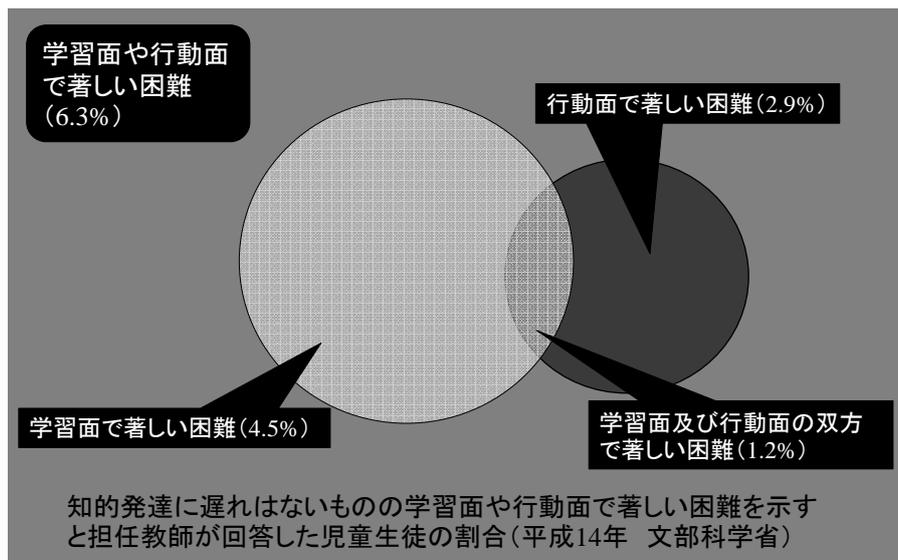


●(障害種別) 通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小中学校)

区分	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	LD	ADHD	肢体不自由	病弱・虚弱	合計
平成5年度	9,654		1,337	108	1,141			5	14	12,259
					↘					
15	27,718		4,184	162	1,581			1	6	33,652
16	28,870		5,033	152	1,694			2	6	35,757
17	29,907		6,836	158	1,816			5	16	38,738
18	29,730	3,913	2,897	138	1,780	1,351	1,630	6	22	41,467
19	29,340	5,469	3,197	155	1,923	2,485	2,636	11	24	45,240
20	29,860	7,047	3,589	153	1,915	3,682	3,406	14	19	49,685

(各年度5月1日現在)

～参考～ 小・中学校の通常の学級



● 通常の学級に在籍する障害のある生徒

- 中学校には、特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある生徒とともに、通常の学級にもLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、自閉症などの障害のある生徒が在籍していることがあり、これらの生徒については、障害の状態等に即した適切な指導を行わなければならない。

(中学校学習指導要領解説 総則編)

○ 高等学校に在籍する発達障害のある生徒数

・都道府県で実施された調査結果の例

● 長野県(対象:全ての県立高等学校。実施:平成19年8月)

①医師による発達障害の診断のある生徒の割合

全日制 0.3% 定時制 2.7%

②特別な支援が必要な生徒数

全日制 0.5% 定時制 4.9%

● 徳島県

(対象:調査対象市町の全生徒数の約24%を無作為抽出。実施:平成18年9月)

特別な支援が必要な生徒の割合 2.6%

● 大分県(対象:県内の全ての高等学校。実施:平成18年11月)

医師による発達障害の診断のある生徒の割合 0.32%

2. LD・ADHD・自閉症とは？

※発達障害

発達障害とは、発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

※それぞれの障害や一人一人の状態は大きく異なっている。

(1) 学習障害 (Learning Disabilities)

- 学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。
- 学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

情報処理の手がかりを自分で見つけ
うまく利用することができない状態

【読みに困難を示す子どもへの支援の例】

☆手がかりを与える

- 枠組みを示す: 何について述べられたものか。中心的な話題は何か。
- 区切りを示す: 句読点、分かち書き、漢字
- 情報の提示方式を変える: 見せる⇒音読する

擬似体験

■ ほかありなどのしやかいせいこんちゆうとるい
じしたしやかいにうそつをもちつまりしんしやか
いせいのゆいいつのほかにゆうるいであるたの
でばねずみはたんどくせいかつもしくほすうと
うのしようしゆうだんでせいかつしているがほ
だかではねずみはひとつのはななかに
ほかじつとういじょうのしゆうだんでせいかつし
ているしゆうだんのうちほんしよくをおこなうの
ほいつとうのじょうおうにとうのこともあるとす
うとうのおすのみでのこりのめんばーはほん
しよくをせすすあなのいじやことものせわをお
こなっている

擬似体験

- はちありなどのしゃかいせいこんちゅうとるいじしたしゃかいこうぞうをもつつまりしんしゃかいせいのゆいいつのほにゆうるいであるたのでばねずみはたんどくせいかつもしくはすうとうのしょうしゅうだんでせいかつしているがはだかではねずみはひとつのすあなのなかにはちじっとういじょうのしゅうだんでせいかつしているしゅうだんのうちはんしょくをおこなうのはいっとうのじょうおうにとうのこともあるとすうとうのおすのみでのこりのめんばーははんしょくをせずすあなのいじやこどものせわをおこなっている

ハダカデバネズミ



擬似体験

- はちありなどのしゃかいせいこんちゅうとるいじしたしゃかいこうぞうをもつつまりしんしゃかいせいのゆいいつのほにゆうるいであるたのでばねずみはたんどくせいかつもしくはすうとうのしょうしゅうだんでせいかつしているがはだかではねずみはひとつのすあなのなかにはちじっとういじょうのしゅうだんでせいかつしているしゅうだんのうちはんしよくをおこなうのはいっとうのじょうおうにとうのこともあるとすうとうのおすのみでのこりのめんばーははんしよくをせずすあなのいじやこどものせわをおこなっている

- ハチ、アリなどの社会性昆虫と類似した社会構造をもつ、つまり、真社会性の唯一の哺乳類である。他のデバネズミは単独生活、もしくは数頭の小集団で生活しているが、ハダカデバネズミは1つの巣穴の中に80頭以上の集団で生活している。集団のうち繁殖を行うのは、1頭の女王(2頭のこともある)と数頭のオスのみで、残りのメンバーは繁殖をせず、巣穴の維持や子どもの世話を行っている。

(2) 注意欠陥多動性障害 (Attention Deficit / Hyperactivity Disorder)

- ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。
- また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

① 注意欠陥 (Attention Deficit)

注意(Attention): 脳が、処理すべき情報に対して選択的に焦点を当てる働き

- 注意の3側面
 - ア 選択
 - イ 持続
 - ウ 分配(またはシフト)

ア 選択的注意 (3はいくつ?)

0030003000003000000000800000
8000000800000000300000000080
0000000000008000000380000008
00000300080000300000000003000
8000000000003000000800008000
0000008000800000000030000008
00030000000000000000000080030
0800000008000000800000008000

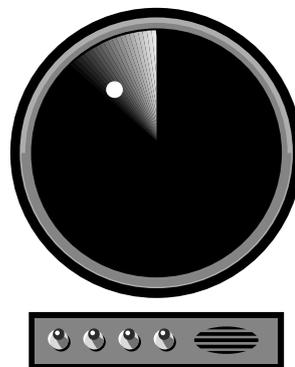
選択的注意

0030003000003000000000800000
8000000800000000300000000080
0000000000008000000380000008
00000300080000300000000003000
8000000000003000000800008000
0000008000800000000030000008
00030000000000000000000080030
0800000008000000800000008000

選択の注意

0030003000003000000000800000
8000000800000000300000000080
0000000000008000000380000008
00000300080000300000000003000
8000000000003000000800008000
0000008000800000000030000008
00030000000000000000000080030
0800000008000000800000008000

イ 持続的注意



ウ 注意の分配



② 多動性・衝動性 (Hyperactivity)

- 多動性・衝動性
= 抑制することが苦手

衝動の抑制(優勢反応の抑制)

赤 青 黒 緑 白

赤 青 黒 緑 白

(3) 高機能自閉症・アスペルガー症候群 (広汎性発達障害発達障害・自閉症)

- 高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。
- また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。
- アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの

自閉症に伴う行動特性

- 他者の心の動きを類推したり、他者には他者の立場があり、自分とは異なる考えをもっているということを理解したりする機能の発達が困難

(通常の子どもは4歳程度になると、この機能が自然に体得されるようになり、瞬間的に判断できるようになる。知的な遅れのない自閉症の場合は、ある程度の年齢になると、論理的に考えることで相手の感情を予測することができるようになる)

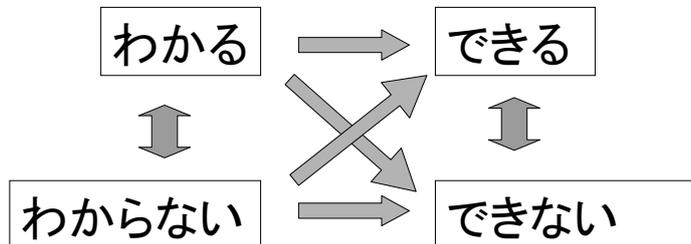
- どう対応していいかわからない時は、オウム返しをすることが多い。
- 他者から見るとつまらないことにこだわる。
- 融通が利かない。
- 興味のあることに関しては非凡な記憶力を発揮する。
- 感覚の異常があることが多い(扇風機の風が腕に当たると痛く感じるが、産毛を剃ると平気。特定の音を聞くと脳をかき回されるような気がする)。
- 注目すべきもの以外のものに注目してしまう。選択的注意の困難。

高機能自閉症等によく見られるトラブル例

一般的: 高校生はタバコを吸ってはいけない。いけないことは注意したほうがいい。その駐車場でタバコを吸っている高校生は私の高校の上級生だ。5人もいる。ここは見て見ぬふりをしよう。

トラブル: 高校生はタバコを吸ってはいけない。いけないことは注意すべきだ。その駐車場でタバコを吸っている高校生は私の高校の上級生だ。5人もいるから注意しよう。「高校生はタバコを吸ってはいけない。先生に言いつけますよ」

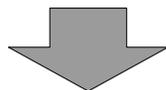
(4) 発達障害理解の難しさ



- わかるから できる
 - わからないから できない
 - わかるけど できない
 - わからないけど できる
- 混沌とした状態
- 日によって、体調によって、時間によって

(5) 対応の基本＝二次的な障害の予防

- 繰り返し失敗し挫折感を味わうと、意欲を持てなくなる。
⇒「どうせうまくできないに決まっている」
- セルフエスティームが低下。
⇒「何をやったってできない自分」
⇒「みんなに受け入れてもらえない自分」
- 学習性無力感(あらゆる活動に対する意欲が低下)



- 反社会的行動(非行、犯罪、虞犯、触法 など)
- 非社会的行動(不登校、引きこもり など)
- 精神障害(うつ、心身症 など)

(6) そのために

- 認知の特性に応じて、成功につながるような支援を行い、成功体験を数多く積めるようにする。
- 正しい自己理解ができ(得意なこと、苦手なことがわかる)、必要に応じて援助を求めることができるようにする。
- 余分な刺激を排除するなどし、わかりやすいようにする。
- 叱咤激励しない(できないこと、苦手なこと、どうしても嫌なことに対しては逆効果)。

3. 高等学校における 特別支援教育の法的位置づけ

(1) 学校教育法 第八十一条

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

平成19年4月1日施行

(2) 高等学校新学習指導要領

第1章 総則

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

- (8) 障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

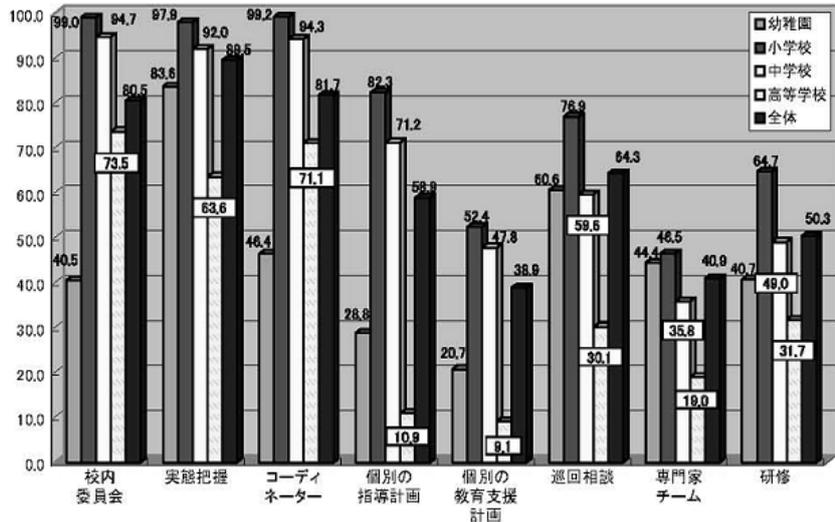
～参考～ 現行学習指導要領

第1章第6款5(6)

- (6) 学習の遅れがちな生徒、障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い、生徒の実態に応じ、指導内容や指導方法を工夫すること。

4. 高等学校における現状

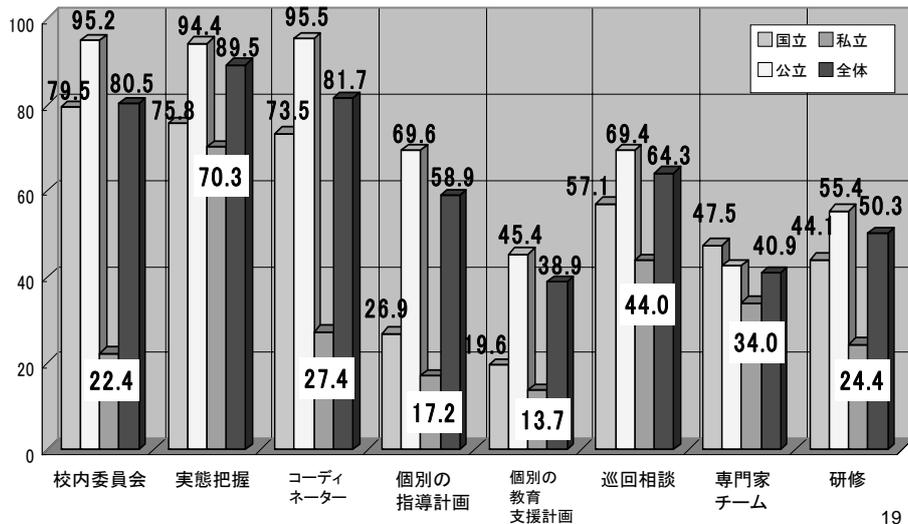
(1) 国公立立計・幼小中高別・項目別実施率—全国集計グラフ(平成20年度)



(2) 国公立別の状況

●国公立別で比較すると、全体的に私立学校の体制整備に遅れが見られる。

% 国公立別・幼小中高計・項目別実施率—全国集計グラフ(平成20年度)



5. 課題

- 比較できる全ての調査項目で前年度を上回っており、全体として体制整備が進んだ。
- 小・中学校に比べ、幼稚園・高等学校は依然として体制整備に遅れが見られる。
- 公立高等学校においては、基礎的な支援体制の整備が進み、平成19年度に比べ、地域による差が小さくなりつつある。
なお、国公私立別で比較すると、全体的に私立学校の体制整備に遅れが見られ、私立学校においては基礎的な支援体制も十分とは言えない状況であった。

- 高等学校においては、普通科、専門学科及び総合学科の各学科や全日制・定時制・通信制の各課程が設けられており、多様で柔軟な教育の機会を提供していることから、学校の状況も多様である。この多様な状態に即した対応が必要である。

6. 就労支援において配慮すべき事項

- (1) 対人関係の障害
- (2) こだわり・柔軟性のなさ
- (3) 不注意
- (4) 多動性・衝動性
- (5) 不器用
- (6) 理解の問題

「発達障害のある人の職業訓練ハンドブック」
職業能力開発総合大学校能力開発研究センター 2008. 3

(1) 対人関係の障害

- 面接時の不適切な対応
- 職場内で必要な同僚や上司との挨拶ができない
- 人との対応における失敗

(2) こだわり・柔軟性のなさ

- 仕事上の変化に臨機応変に対応できない。
- 変化があると混乱し、パニックを起こす。
- 一度覚えたことは、途中で変更し難い。

(3) 不注意

- 持続的な作業が困難。
- 他からの刺激に気を取られる。
- ぼんやりする。
- 見落としやミスが多い。

(4) 多動性・衝動性

- 長時間座ったままの作業が苦手。
- 思いついたらすぐに行動するため、怪我や失敗が多い。

(5) 不器用

- 手先を細かく使った複雑な作業は苦手。
- 作業になかなか熟練しない。

(6) 理解の問題

- 指示内容を理解するまでに時間がかかる。
- 指示内容が理解できない。
- 報告すべきことが何かわからない。
- 報告をまとめられない。

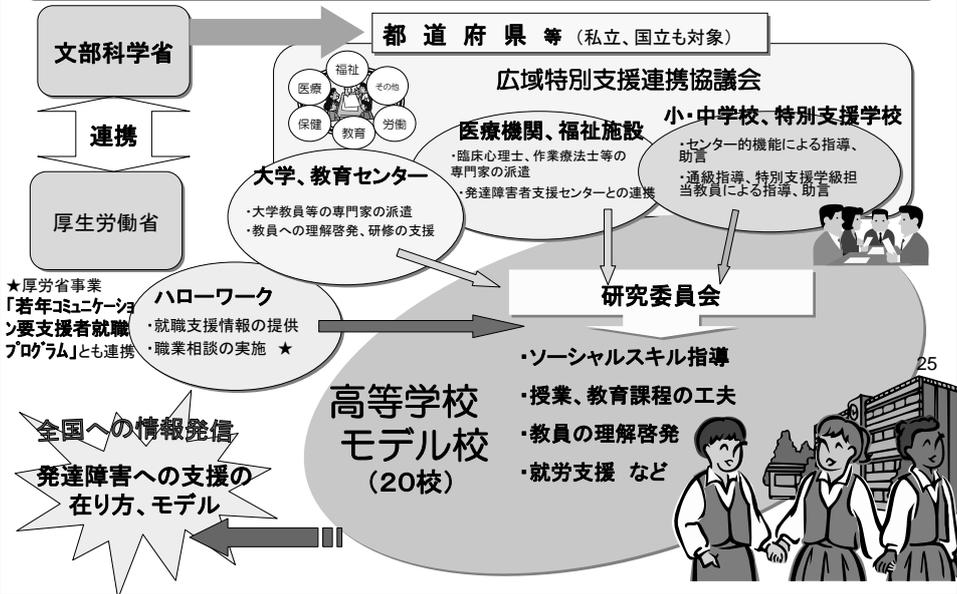
7. 課題解決を目指して



高等学校における発達障害支援モデル事業

(平成20年度予算額 51,071千円)
平成21年度予算額 61,081千円

【課題】 発達障害のある高校生のために、支援体制を強化する必要がある。
(発達障害者支援法に国の責務として明記されている。)



平成19・20年度モデル校

No.	都道府県名	設置者	学校名
1	北海道	公立	北海道名寄農業高等学校
2	埼玉県	国立	筑波大学附属坂戸高等学校
3	東京都	公立	東京都立世田谷泉高等学校
4	東京都	国立	東京学芸大学附属高等学校
5	静岡県	公立	静岡県立浜松大平台高等学校
6	滋賀県	公立	滋賀県立日野高等学校
7	京都府	公立	京都府立朱雀高等学校
8	大阪府	公立	大阪府立枚方なぎさ高等学校
9	大阪府	公立	大阪府立佐野工科高等学校
10	和歌山県	公立	和歌山県立和歌山東高等学校
11	福岡県	公立	福岡県立東鷹高等学校
12	福岡県	私立	西日本短期大学附属高等学校
13	長崎県	公立	長崎県立鹿町工業高等学校
14	熊本県	公立	熊本県立芦北高等学校

平成20・21年度モデル校

No.	都道府県名	区分	学校名
1	北海道	公立	北海道士別東高等学校
2	群馬県	公立	群馬県立前橋清陵高等学校
3	千葉県	公立	千葉県立船橋法典高等学校
4	新潟県	公立	新潟県立出雲崎高等学校
5	長野県	公立	長野県望月高等学校
6	長野県	公立	長野県下高井農林高等学校
7	愛知県	公立	愛知県立衣台高等学校
8	大阪府	公立	大阪府立桃谷高等学校
9	兵庫県	公立	兵庫県立姫路別所高等学校
10	山口県	私立	長門高等学校
11	高知県	公立	高知県立高知北高等学校

平成21・22年度モデル校

NO	都道府県名	区分	課程	学校名
1	北海道	公立	定	北海道札幌北高等学校定時制課程
2	山形県	公立	定・通	山形県立霞城学園高等学校
3	東京都	公立	全	東京都立足立東高等学校
4	東京都	国立	全	東京大学教育学部附属中等教育学校
5	神奈川県	公立	通	神奈川県立横浜修悠館高等学校
6	新潟県	公立	定	新潟県立荒川高等学校
7	富山県	公立	定	富山県立志貴野高等学校
8	三重県	公立	全	三重県立志摩高等学校
9	和歌山県	公立	全	和歌山県立和歌山東高等学校
10	岡山県	公立	全	岡山県立和気閑谷高等学校
11	福岡県	私立	全	西日本短期大学附属高等学校
12	佐賀県	公立	全	佐賀県立太良高等学校
13	長崎県	私立	全	長崎玉成高等学校
14	熊本県	公立	全	熊本県立球磨工業高等学校

8. 研究の成果



(1) 関係機関との連携

地域の福祉行政機関、就労関係機関への相談、協議会参加などを通じて、家庭や関係機関との連携が進んだ。

(2) 専門家による支援の活用

心理発達や教育相談の専門家からの助言により、効果的な支援の工夫が実現した。また、継続的な教育相談の充実により、学習環境や指導方法の改善が実現した。

(3) 教員の専門性向上と意識変革

生徒や家庭の状況把握が進み、校内委員会で対応策を検討できるようになった。また、研修を重ねるにつれ、障害の特性や支援を行う意義などを理解できるようになってきた。

(4) 対象となる生徒以外への効果

実態把握の方法や対応策の検討などは、様々な課題のある生徒の実態把握にも活用され、すべての生徒の観察や指導・支援につながった。問題行動等が予防でき、不登校生徒や中途退学者が減少した。発達障害のある生徒はもとより、周囲の生徒たちも着実に成長している。生徒の学力が向上した。

(5) 進路指導や自己理解

進路指導に結びつけたSSTの成果が見られた。また、就労体験実習を実施することにより、職業適性の発見や自己理解の促進、障害の状況に応じた支援の在り方、次のステップに向けた課題などが明確になった。

(6)一人一人に応じた指導や支援

個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成により、学年進行に伴う教職員間の情報の引き継ぎ及び指導の継続性が確保できた。

(7)テストや評価の配慮

小テストや、テスト前の補習(小集団、個別指導)、日常の授業への取組の態度等を加味して総合的に評価している。また、テストの問題用紙と解答用紙を1枚にする、漢字にルビを振る、文字を拡大するなどの工夫を行うことができた。別室受験やテスト監督の複数配置、巡回中の丁寧な説明も有効であった。

(8) 指導内容の工夫

特別支援学校学習指導要領独自の指導用内容である「自立活動」を取り入れた指導が必要である。

9. キャリア教育の視点

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申) H20, 1, 17

- 近年の産業・経済の構造的な変化や雇用の多様化・流動化等を背景として、進路をめぐる環境は大きく変化。
- 様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくためには、一人一人の勤労観・職業観を育てるキャリア教育を充実する必要がある。
- 特に、雇用環境の変化や「大学全入時代」が到来する中、子どもたちが将来に不安を感じたり、学校での学習に自分の将来との関係で意義が見出せずに、学習意欲が低下し、学習習慣が確立しないといった状況が見られる。

- 勤労観・職業観の希薄化、フリーター志向の広まり、いわゆるニートと呼ばれる若者の存在が社会問題化している。
- 更に、発達段階に応じて、学校の教育活動全体を通じた組織的・系統的なキャリア教育の充実に取り組む必要がある。
- 生活や社会、職業や仕事との関連を重視して、各教科等の特質に応じた学習が行われる必要がある。特に、学ぶことや働くこと、生きることを実感させ将来について考えさせる体験活動は重要であり、それが子どもたちが自らの将来について夢やあこがれをもつことにつながる。

(1) 高等学校新学習指導要領

新:(3) 学校においては、キャリア教育を推進するために、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域や産業界等との連携を図り、産業界等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。

現行:(3) 学校においては、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、就業体験の機会の確保について配慮するものとする。

新:(4) 生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること。

現行:(4) 生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと。

10. これからの展望

(1) 特別支援教育の充実

- 複数の教員が連携して生徒の課題に対応してきた教育相談や生活指導などの学校文化。
- 学校によっては、きめ細やかに対応していたり、実習を主体としたわかりやすい活動を設定したりすることができる。選択して自分のペースで学ぶことができる学校もある。
⇒校内支援体制に生かす。
- 二次的な障害やその他の要因による困難を示す高校生に対しては、青年期の心理や発達について理解した上での支援が必要であり、それらの専門家の助言・援助が重要である。

(2) キャリア教育の充実

- 高校生が自分の将来を現実のものとしてとらえ、自分自身の問題として進路を考えていくことが大切である。
- 特に学習上、生活上の困難を有する生徒たちにとっては、具体的な経験によって見通しを持つこと、自分でもできるという自信（自尊感情）を高めること、自己の得意や苦手を知ること（知った上で対応方法を身に付けること）が必要であり、特別支援教育の視点を加えた指導が有効。

～参考～ 特別支援学校におけるキャリア教育

具体的な指導場面を通して、社会参加に必要な知識・技能及び態度などを身につけることができるようにする。

- 産業現場等における実習の重視
A校 3年間で平均27週間の実習
- 知的障害 各学科に共通する各教科「職業」がある。主として専門学科において開設される各教科に「福祉」を新設
- 知的障害以外は高等学校に準ずる教育を行う。
- 視覚障害では保健理療、聴覚障害では印刷、理容・美容、クリーニングなどの教科がある。